

令和6年6月1日

### 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、より質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療情報点数を算定します。

	マイナ保険証利用 (医療情報取得)	診療点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	3点

※ 正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

医療法人友絃会 友絃会総合病院